

牛乳乳製品輸出口ゴマーク使用許諾要領 (2021年03月20日改正) の一部改正新旧対照表

改正後	現 行
<p>1. 目的 日本国内で製造された牛乳乳製品※1（以下「日本産牛乳乳製品」という）を海外に輸出するにあたり、日本産品であることの識別を容易にし、その品質やおいしさ等を海外の消費者にアピールすることを目的として定められたマークの適正使用のため、この使用許諾要領を定める。</p> <p>※1 牛乳乳製品とは、乳及び乳製品の成分等に関する省令（厚生省令第52号）の適用範囲（第1条）に定められるものであり、且つ商標登録における商品及び役務の区分が第5類、第29類、第30類に分類されるものをいう。</p> <p>2. ～12. [略]</p> <p>別図 [略]</p> <p>別紙様式第1号～別紙様式第4号 [略]</p>	<p>1. 目的 日本国内で製造された牛乳乳製品※1（以下「日本産牛乳乳製品」という）を海外に輸出するにあたり、日本産品であることの識別を容易にし、その品質やおいしさ等を海外の消費者にアピールすることを目的として定められたマークの適正使用のため、この使用許諾要領を定める。</p> <p>※1 牛乳乳製品とは、乳及び乳製品の成分等に関する省令（厚生省令第52号）の適用範囲（第1条）に定められるものであり、且つ商標登録における商品及び役務の区分が第29類に分類されるものをいう。</p> <p>2. ～12. [略]</p> <p>別図 [略]</p> <p>別紙様式第1号～別紙様式第4号 [略]</p>

附則 (2022年03月16日改正第3号)

本要領の改正は、2022年3月16日から適用する。